

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第16、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員の石川晴久氏より、一身上の都合により、辞意の申し出がありましたので、その後任として、藤田嘉之氏を推薦いたしたいと存じ、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

藤田氏は町内栄町二丁目4番7号にお住まいで、昭和26年12月16日生まれの現在64歳でございます。

経歴につきましては、関西大学経済学部をご卒業後、昭和49年に百十四銀行に入行され、鳴門支店副支店長、監査部部長補佐、(株)百十四人材センター業務部長と勤務され、仕事を通じて地域の方々からの信望も厚く、人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員として最適人と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第2号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。